

# 新しい風ニュース NO 225

やまがたの環境とくらしを考える会 (通巻262)  
岐阜県山県市西深瀬208 Tel・FAX 0581-22-4989

なんでも相談 どの政党とも無関係の 寺町ともまさ 2010年9月11日

HP ⇒ <http://gifu.kermin.net/teramachi/> メール ⇒ [tera@ccy.ne.jp](mailto:tera@ccy.ne.jp)

毎日、千数百のアクセスがある私の日記(ブログ)は「てらまち」で検索するのが一番早いです

## リコールの署名簿は 届きましたか

台風の大雨の前後の9月7日(火)から9日(木)ごろに皆さんのところにリコールの署名簿が届いたはずです。早速、8日から署名簿の返信が着いています。8日2通、9日14通、10日49通。10日に「昨日届きました、今日、家族で署名して送ります」という電話もありました。みなさん、ありがとうございます。もちろん、事務局には電話でいろんな声とともに質問も届いています。疑問点は多くの人に共通していることでしょうか、その一部を紹介します。なお、今日のニュースは他に9月議会の私の一般質問のことで

【ご意見・激励】から

- 「いつも、風のニュース、読んでますよ。」
- 「署名簿、集めて回りますよ。」

【署名集め関係の質問】から

- 市民「書いた署名簿はどうしたらいいですか？」

答「返信用の封筒が同封してあるので、切手を貼らずにポストに投函してください。」

- 市民「他のうちにも署名簿が届いているなら、署名を集めて回らなくていいですか？」

答「皆さんのお宅に届いているので『書いた?』『集めるよ』など周りをお誘いください。」

答「送り忘れたりの人もあるはず。できれば、ご近所、知人に声をかけてください。」

- 市民「まず、委任状に書いてから署名欄に書くんですね。」

答「はい。受任者になる人は委任状と署名欄の両方を書いてください。」

- 市民「委任状に書いてある私より先に署名欄に書いた人がいますが順番はいいですか？」

答「順番はどういうふうでもいいですが、受任者も必ず『署名欄に署名』してください。」

- 市民「書き間違いは？」

答「線を引いて消すなどして新しい欄に書いてください。」

- 市民「公務員でも署名できますか？」

答「公務員でも署名できますのでお願いします。」

【横山県議についてのご意見】から

- 「『僧侶(住職)』と『県議』の両方同時に務まるはずがない。」

- 「ふつう、県議だったら、少なくとも1年1本は県の事業予算を取ってくるのに、何もとってこない。仕事できていない。任せられない。」

- 「県議は、毎月の報酬やボーナスに政務調査費を入れれば1年間で1500万円以上。こんな高給取りを3年以上やらせてしまった。仕事のできる人に替えなきゃ。」

## 《県議のリコールは1955年の石川県以来55年ぶり2例目。》

### 必要な署名が集まり失職すれば、全国初》

リコールは「有権者の1/3の署名」という高いハードルがあります。そこで

## 署名集めを効率的に進めるための 提案 と お願い

積極的にリコールしたい皆さんへのお願い。ご近所や知人に、「リコール署名簿、もう書いた?」「送り返した?」など、工夫してお誘いください。まわりの方に署名の依頼や念押しをお願いします。

1. 直接請求は、「受任者」が他の市民の署名をもらう制度です。通常は、「受任者」が知人や近所を一軒ずつ回って、署名を集めます。しかし、留守だったり、他の家族の人が不在で何度も通ったりなど、とても大変です。何度も直接請求の署名を集めた経験から、署名に積極的な人が多数の「署名簿」を持っていて、趣旨を説明して「一軒ずつ」に預けておき、(そのご家族のどなたかお一人が「受任者」になり、他のご家族に署名していただいで) 数日後に回収にうかがうのが一番良い方法です。

2. このことから、今回は、「リコール運動」事務局から、市内の各ご家庭に説明書きとともに「署名簿」をお送りしています。返信用の封筒も同封しました。

3. 直接請求は、未使用の署名簿に、自分で委任状に記入してもらって、新たな受任者となり、ご家族の署名などを集めてもらうことがより効率的です。受任者を広げることが秘訣です。署名をしていただける人には、「ご家族のどなたかが受任者になっていただいで、ご家族などの署名を集めて返送を」と頼んでください。

4. とはいっても、「署名したいけど忘れる」という経験は、私にもあります。リコールには賛成だけど、ついつい署名を書き忘れてたり、返送し忘れてたりすることもあり得ます。また、「署名」ということの特長として、「頼まれれば署名する」という傾向もあります。

**お誘い、お願い、念押しが今回のリコールの成功のカギ。**

もちろん、従来の一軒ずつ署名を集めて回る方法も大歓迎です。

署名簿をご近所から回収して返送頂くとかご一報あれば伺います。

9月の市議会の定例会の関連日程 13日(月)本会議質疑 14日(火)～  
～16(木)常任委員会、 17日(金)行改特委、 21日(火)一般質問、 24日(金)閉会

7日に通告した私の一般質問をお知らせします(1番と2番の詳細は次号で)

●1. 随意契約相手方選定理由を公表しないことは違法だ 答弁者 市長

《質問-1の趣旨》 役所では、公共工事や物品購入、委託事業など契約が多数ある。入札ではなく、役所が任意に相手方を決定してしまう随意契約が目立つ役所が多い。これに関して、法令で「随契の相手方の選定理由の公表」が定められている。しかし、ここ山口市は『公表していない』。これは違法だ。

●2. 予算編成過程の情報公開で市民参加の実現を 答弁者 副市長

《質問-2の趣旨》 自治体の予算は前年の10月ごろから作られる。しかし、そこに市民や納税者の意見が反映されない。順次、査定していく過程を公開することは重要。

●3. 公務員人件費の削減と労働・賃金の分かち合いを 答弁者 総務部長

《質問-3の趣旨》 今や公務員人件費の多さが自治体財政を苦しめているとの指摘がある。削減も時代の流れ。また、非正規職員に頼っている自治体の格差の是正を。

【質問-3の通告の抜粋】 一般会計の職員だけの人件費(340人)は26億4千万円、一般会計の支出総額に対する比率は21.5%、特別別会計・企業会計も加えると(355人)人件費は27億7千万円、一般会計の支出総額に対する比率は22.6%(含む市長ら特別職)。対して、臨時職員(253人/保育所など保険加入126人と短期で保険未加入127人)の賃金は約2億3千万円。この一般職員の人件費の多さは見直すべき。

1. 総務省のデータ(H21.4)では、山口市の「一般行政職」は「平均年齢45.8歳 平均給料月額と諸手当月額=平均給与月額=38万4千円」。ボーナスや諸手当を含めた一般職員の年間の総所得の100万円台単位の人数で見た分布はどのようか。

2. 職員給与を見直すべき理由は、民間の給与実態が厳しいこと、自治体財政が厳しいことなどである。実際に引き下げる自治体がある。一般職員の基本給を「10%」削減した場合の職員の年間の総所得、市の人件費支出総額、比率はどのようになるか。

3. 基本給は少し下げて、他方で、メリハリのある「成果給」「業績給」「やる気給」を導入すべきだと思えるが市はどう考えるか。

4. 役所では、臨時職員など非正規の職員に負うところが増大している。しかし、同一労働同一賃金の原則に反し格差社会の助長であるとの批判も多い。正規職員と非正規職員が賃金をシェアすることを真摯(し)に検討すべきで、「本質的な待遇改善」に取り組むべき。

【今後のニュースの発行日】リコール開始なので毎週「土曜日」に発行し(インターネットのブログ「てらまち・ねっと」には当日掲載予定)、次の「月曜日」の新聞各紙に折り込み。

# 事件を風化させないために 横山県議の記録

## 選挙ポスター代・水増し詐欺の発覚から3年 (記事や検察審査会の議決書) から

●「市民や同僚の市議からは批判や怒りの声が相次いでいる・・・40代の自営業男性は『選挙で有権者に支持を求める一方で、不正をしていたとしたら非常に問題。裏切り行為だ。』」(2007年6月10日 岐阜新聞)

●「県議は2004(平成16)年4月の市議選で当選。今年4月の統一選で県議にから替えた。・・・選挙公営で負担される限度額(約37万円)ぎりぎりの金額を市に請求。実際に掛かったポスター代は10数万円だったといい、請求額には公営制度で認められていない別の印刷代も含まれていた。」(2007年6月14日岐阜新聞)

●「横山県議は『(県民に納得されなくても) やむを得ない』と言い切った。・・・横山善道県議から選挙ポスターの製作を請け負った印刷業者は15日、本紙の取材に応じ、『横山県議から選挙の印刷物の費用は、市からもらえると言われた』と明かした。不当な経費請求は、県議や市議の主導だった可能性が高い。

この業者によると、横山県議から注文されたのは、選挙ポスターとダイレクトメール(DM)、名刺の製作。納品時には『ポスター代』『DM代』『名刺代』を別々に記載した納品書を県議側に渡したという。このうち選挙公営制度で賄われるのはポスター代だけだったが、横山県議は業者がポスター代として請求した金額を上回る約36万8千円を市に請求。業者は『(市に提出する) 請求書にうちの営業担当者がハンコを押したが、請求金額は向こう(県議側) が書いたと思う』と説明した。」(2007年6月16日 中日新聞)

●「同市の男性(45)は『モラルに欠けていて、あきれてしまう。説明は言い訳にしか聞こえず・・・』とあきれ顔だ。市民団体に所属する女性(55)は『事実関係と身の処し方を含めて謝罪するのが、政治家の責任の取り方』」(2007年6月16日 毎日新聞)

●「不正を認め謝罪したが、市民からはあらためて怒りの声が上がった。・・・同市内の自営業男性(63)は『潔く辞めるべき。』と話した。」(2007年6月16日 岐阜新聞)

●「岐阜検察審査会は、『はなはだ公金意識が希薄で計画的かつ悪質。取り調べに率直に事実を認めたものの、辞職していないのは反省の情や社会的制裁も不十分』『県民、市民の信頼を回復するためにも・・・』」(2008年6月17日 朝日新聞)

●「検察審査会は、『自己中心的で計画性も高い。議員を辞職していないから、他の辞職した関係者との刑罰の不均衡がある』と不起訴不当を議決。」(2009年4月2日読売新聞)

●「議員という自治体の代表者として、襟を正して市民の付託に応える立場になったのであるから、一般市民以上に高い倫理観が求められる。・・・選挙運動に要した費用を抑えようという動機自体、公金意識をみじんも感じない悪質なものとして、酌量の余地は全くない。」(2009年10月23日 岐阜検察審査会の2度目の「不起訴不当の議決書」から)